

ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」

平成 21 年 11 月 13 日

各位

大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号株式会社アドバンスクリエイト代表取締役社長 濱田 佳治 (コード番号 8798) (連絡先)取締役常務執行役員経営管理本部長村上 浩一電話 06-6204-1193

募集新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気向上を目的として、当社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

平成16年12月22日総会決議の第5回新株予約権(ストック・オプション)を各権利者が権利放棄することを前提に、新たに本件の新株予約権の割当を行います。

詳細につきましては、本日併せて開示しております「新株予約権(ストック・オプション)の 取得および消却に関するお知らせ」をご参照願います。

なお、新株予約権は、「3. 新株予約権の内容」「(6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、権利行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には、割当者たる当社取締役に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに、一定の権利行使価額にて新株予約権を行使することを義務付けており、割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。

2. 新株予約権の数

5,000個

3. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
 - ①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 5,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の 目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権の うち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記3.(1)②に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整 し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の 処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己 株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 一次
 一次

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成 21 年 12 月 8 日から平成 26 年 12 月 7 日までとする。

- (4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とす る。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者の相続は認めない。
 - ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に40%(但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%(但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や株式会社大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実

を適正に開示していなかったことが判明した場合

- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行 為をなした場合
- 4. 新株予約権の割当日 平成21年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または 当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書について株主総会の 承認 (株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議) がなされたとき、な らびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の 全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条

件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権1個あたりの発行価額は、公正価格とし、当社の株価情報等に基づいて、第三者 機関がモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成 21 年 12 月 7 日

以上